

令和6年度防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金

【侵入強盗・窃盗緊急特別対策補助金】

～侵入強盗・窃盗対策に特化した18品目～

申請手続きのご案内

以下の注意事項を必ずご確認ください。

- 令和6年4月1日以降の購入品(領収日)が対象です。
- 申請受付期間は令和6年11月18日(月)から令和7年2月28日(金)午後5時00分 までになります。
- 令和5年度に本補助金の交付を受けた場合、同じ品目について再度補助を受けることはできません。
- 令和6年度に本補助金の交付を受けた場合、同じ品目について再度補助を受けることはできません。
- 偽りその他不正な手段(転売目的等)により本補助金を受け取った場合は、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。
(必要に応じて現地調査を行う場合があります。)

【補助金HP QRコード】

オンライン申請もできます。

詳しくはHPもご確認ください。



足立区危機管理部危機管理課生活安全推進係
〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号

電話番号:03-3880-5838

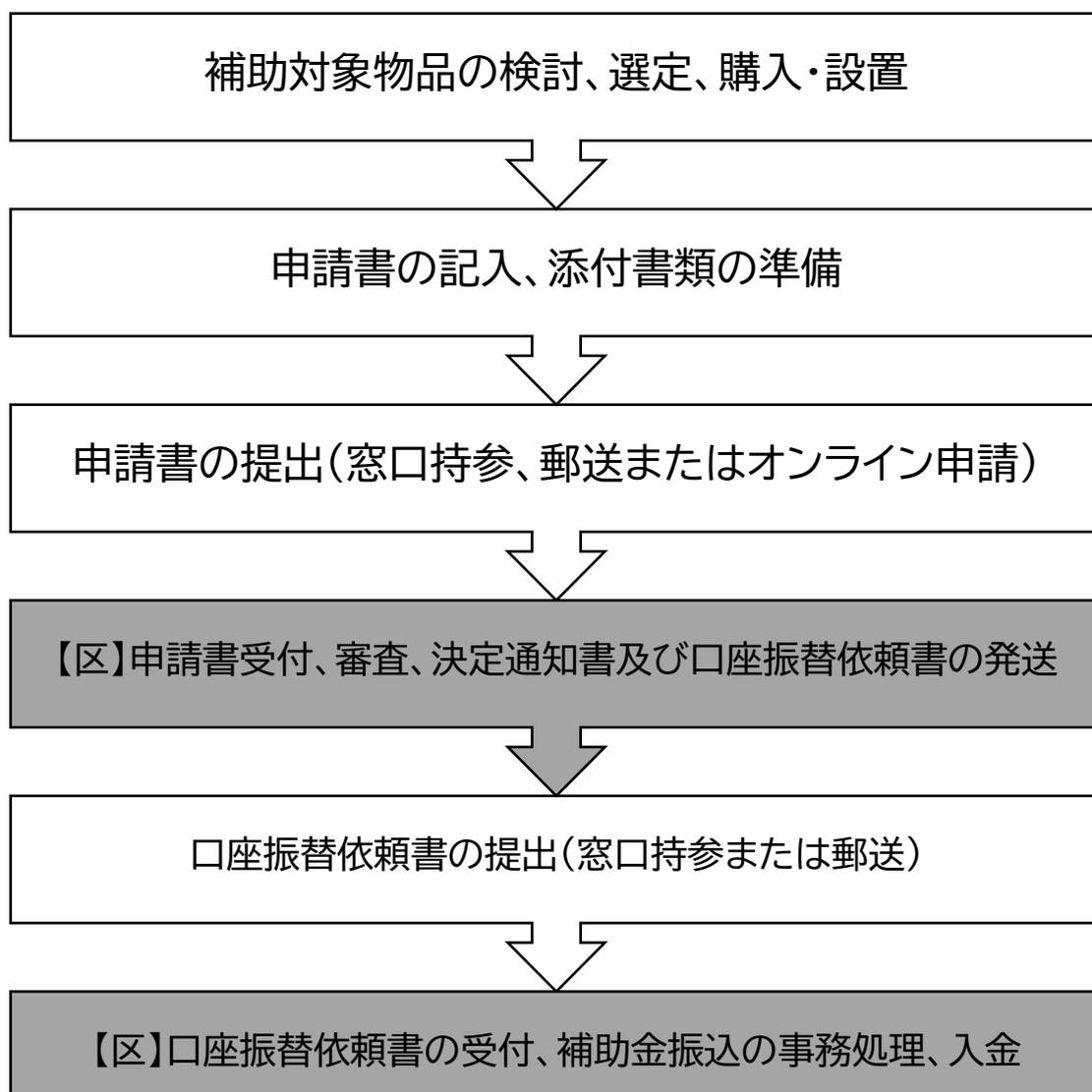
対象者

個人

■ 住宅(足立区内に限る)に対象防犯設備を購入・設置した世帯

※ 共同住宅向け補助金は、今回ございません。

申請から補助金交付までの流れ



口座振替依頼書を受け付けてから1~2か月ほどお時間をいただいております。
ご承知いただきますようお願いいたします。

提出する申請書類

■足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書(防犯設備の設置)

- ・ 交付申請書裏面の別表第1(第3条、第4条関係)も併せてご記入ください。

■防犯設備の製品名(型番)、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額、領収年月日等が記載された領収書その他の書類の写し

- ・ 令和6年4月1日以降の購入品(領収日)を対象としているため、領収年月日が令和6年3月以前のもの
は対象外となります。
- ・ インターネットでご購入された場合でも必要です。「請求書」「納品書」「適格請求書」「見積書」ではごさい
ませんので、ご注意ください。
- ・ 商品券やギフト券などの金券を使用している場合、もしくはポイントを利用してご購入されている場合は、
補助金の算定から除外しております。あらかじめご了承ください。
- ・ ご購入された方への補助金のため、領収書のお名前が申請者と相違している場合は、原則お受けできま
せん。
- ・ 対象製品の設置工事費が補助対象となります。追加部材を購入した場合、それにかかる購入および設置
費、撤去費、処分費、諸経費なお、これ以外にも、対象製品の設置工事費と認められない場合は、算定か
ら除外します。

■申請者の本人確認書類(氏名、住所、及び生年月日が分かる公的な証明書)の写し

- ・ 運転免許証の場合は、申請住所と現住所に相違が無い事をご確認お願いします。転居している場合に
は、裏面も提出してください。
- ・ マイナンバーカードの場合は、裏面は不要です。
- ・ 社会保険証の場合、表面に住所の記載がない場合がありますので、必要に応じて裏面も提出してくだい。

■施工後又は設置後の写真

- ・ 施行前の写真、インターネット上の写真、カタログ、箱や取扱説明書の写しではございません。

■防犯カメラを設置する場合にあっては、当該防犯カメラの設置工事の内容が確認できるカタ ログ、設置箇所がわかる図面及び写真

- ・ 見取り図のようなかたちで、設置箇所が分かるよう作成してください。
(手書き、データ作成、様式は問いません)

補助対象物品一覧

番号	補助対象	補助率	補助対象額	
1	防犯カメラの設置 ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	1/2	上限30,000円	
2	インターホン連携型防犯カメラ ※ 侵入者が容易に認識できる野外に設置したものに限る。	1/2	上限15,000円	
侵入盗対策(2項目まで)				
3	防犯フィルムの取付け又は交換(CP マークなし)	1/2	上限1,500円	
4	防犯フィルムの取付け又は交換(CP マークあり)		上限7,500円	
5	ガラス破壊センサーの取付け又は交換		上限1,500円	
6	センサー付きアラームの取付け又は交換		上限1,500円	
7	窓への補助錠の取付け又は交換		上限1,000円	
8	防犯ガラスへの交換		上限25,000円	
9	面格子の取付け又は交換		上限15,000円	
10	防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換		上限2,000円	
11	玄関補助錠の取付け又は交換		上限1,000円	
12	サムターンカバーの取付け又は交換		上限500円	
13	ガードプレートの取付け又は交換		上限1,000円	
14	ドアスコープカメラ		上限10,000円	
15	ドアチェーン		上限1,000円	
16	センサーライトの設置		上限5,000円	
17	防犯砂利		上限1,500円	
18	ネットランチャー		上限25,000円	
特殊詐欺対策(2項目まで)				
19	自動通話録音機		2/3	上限6,500円
20	自動通話録音機(65歳以上の者がいる世帯)	3/4	上限7,500円	
21	録画(静止画)機能付きインターホンの取付けまたは交換	2/3	上限25,000円	
22	録画(静止画)機能付きインターホンの取付けまたは交換(65歳以上の者がいる世帯)	3/4	上限30,000円	
23	録画(動画)機能付きインターホンの取付けまたは交換	2/3	上限60,000円	
24	録画(動画)機能付きインターホンの取付けまたは交換(65歳以上の者がいる世帯)	3/4	上限75,000円	
25	ナンバーディスプレイ付電話機	2/3	上限6,500円	
26	ナンバーディスプレイ付電話機(70歳以上の者がいる世帯)	3/4	上限7,500円	

申請する防犯設備については、以下の上限数以内であること。

- ・ 防犯カメラ(防犯カメラ・インターホン連携型防犯カメラの2品目)
1品目2台以上の申請が可能です(例:防犯カメラ2台等)
- ・ 侵入盗対策物品(16品目)
2品目まで申請が可能です(例:防犯フィルムとセンサーライト等)。3品目以上ご申請されている場合は、区担当から確認の連絡をさせていただきます。また、各品目2個以上の申請が可能です。
(例:センサーライト2個、窓への補助錠3個等)

※ 複数個ご申請される場合は、1個ごとではなく、購入した個数の合計額(合算額)に対し、補助率を乗じて、補助金額を算定いたします

よくあるご質問

- Q 令和5年度及び令和6年度に補助金交付を受けた物品等を、この補助金に申請することは可能ですか。
- A できません。過年度に申請した項目以外の物品等についてのみ、ご申請を承ることができます。
- Q この補助金で交付決定を受けた物について、再度申請することは可能ですか。
- A できません。同一の物を同一年度に複数回ご申請することはできません。なお、申請した項目以外の物については、ご申請することが可能です。
- Q 補助対象製品の購入について、区外店舗やインターネット等でも補助対象となりますか。
- A なります。インターネット等で購入した場合は、支払いが完了したことが分かるメール等が領収書の代わりになります。なお、「注文完了メール」等は、支払いが完了したことが分かりませんので、領収書の代わりにはなりません。
- Q 商品券やポイント等を利用して補助対象製品を購入した場合について、補助対象額はどのようになりますか。
- A 商品券やポイント等を利用した後の金額（実際に支払った金額）が補助対象額となります。
- Q 補助対象製品の設置について、自分で取付けた場合に購入した配線材料等は補助対象となりますか。
- A なりません。設置工事費が伴った場合のみ補助対象となります。
- Q 工事費は、全て補助対象となりますか。
- A 対象製品の設置工事費が補助対象となります。以下の経費は補助対象経費から除外させていただきます。
- ・追加部材を購入した場合、それにかかる購入および設置費
 - ・撤去費
 - ・処分費
 - ・諸経費
- なお、上記以外にも、対象製品の設置工事費と認められない場合は、算定から除外します。
- Q 適格請求書は領収書の代わりになりますか。
- A なりません。名称は問いませんが、領収日、領収金額、製品名（型番等）、申請者名等の記載があるものを添付してください。

- Q 防犯カメラは、室内に設置しても補助を受けることができますか。
- A できません。防犯カメラは、犯罪を未然に防ぐことが目的となりますので、犯行を行おうとする者が容易に気が付く箇所に設置した場合のみが補助の対象となります。
- Q 防犯カメラについて、例えば6万円の防犯カメラを3台購入した場合、1台ごとに上限の3万円が適用となり、合計9万円の補助を受けることができますか。
- A できません。購入した合計額（合算額）が算定の基礎となる所要額になります（1台ごとの算定ではありません。）。
質問の場合、6万円×3台＝18万円が所要額となりますので、補助金交付申請額は3万円となります（補助率2分の1、上限3万円）。
例えば、3万円の防犯カメラを2台購入した場合は、所要額が6万円になりますので、3万円の補助を受けることができます。
なお、申請は年度内に1回限りとなりますので、ご注意ください。
- Q 防犯ガラスへの交換について、サッシは補助対象となりますか。
- A なりません。防犯ガラス及び設置工事費等が補助対象となります。
- Q 口座振替依頼書について、申請者と口座の名義（補助金を受け取る人）が違うが申請できますか。
- A できません。請求者（申請者）に対する補助金のため、申請者と口座の名義は同一人物でお願いいたします。ただし、未成年者で口座がない場合は事前にご相談ください。

申請書、口座振替依頼書の提出窓口、郵送先

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 南館7階

危機管理部 危機管理課 生活安全推進係

※区民事務所での提出はできません。